

八幡市商店街等空き店舗活用事業補助金

商店街等の**空き店舗**を活用した
にぎわい創出の取組みを応援
します！



申請対象

商店会、任意団体、八幡市商工会、八幡市観光協会、その他市長が適当と認める団体

～対象事業～

市内の商店街等の空き店舗を活用して、チャレンジショップなどに整備・運営する事業

補助対象経費

報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、広告宣伝費、店舗等賃借料（共益費を含む）、光熱水費、調査委託費、工事修繕費備品購入費、その他事業実施に特に必要な経費

補助限度額

200万円
(下限20万円)

補助率

2/3以内

申請期間

令和8年8月17日（月）～令和8年9月30日（水）

○休日・祝日を除く上記期間の9時から16時30分までに、八幡市役所 商工観光課（4階 ④1番窓口）へご持参ください

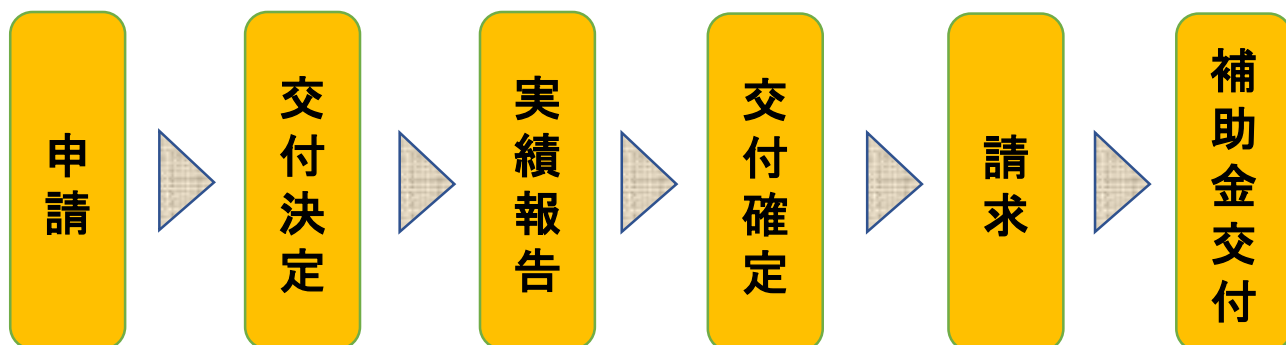
○申請書式等は市HPよりダウンロード又は商工観光課窓口で配布しております。



<事業詳細ウェブページ>



交付の流れ



○補助金申請後、市において申請内容の評価・審査の上、採択の可否を文書にて通知いたします。

○補助金は予算の範囲内で交付するため、申請された金額を下回る額で交付決定することがあります。

お問合せ先

八幡市役所 建設産業部 商工観光課

☎ 075-983-2853

✉ syokan@mb.city.yawata.kyoto.jp